

令和2年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月26日）

建設委員会

【議案関係】

○ 都市計画課	秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について・・・	1
○ 下水道課	流域下水道維持管理負担金単価の改定について・・・	6
○ 道路課	秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について・・・	7
○ 河川砂防課	一級河川の指定に対する意見について・・・	18
○ 建築住宅課	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について・・・	19
	秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案及び秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について・・・	21

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について

令和2年2月26日
都市計画課

1 改正理由

都市公園の占用に係る使用料については、県が管理する道路の占用料と同額としているため、秋田県道路占用料徴収条例の一部改正にあわせて改正する必要がある。

2 改正内容

都市公園に公園施設以外の工作物やその他の物件、又は施設を設けて都市公園を占用しようとする場合の使用料について、その額を改定する。

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

別表（第十四条、第二十三条関係） 一 略	二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する 場合の使用料		使用料の額	
	区分	単位	秋田県立小泉潟公園及び秋田県立中央公園	秋田県立北欧の杜公園
電柱	第一種電柱	一本につき一年	五一〇円	三八〇円
	第二種電柱	同上	七九〇円	五八〇円
	第三種電柱	同上	一、一〇〇円	七八〇円
	その他	同上	四六〇円	三四〇円
	第一種電話柱	同上	七三〇円	五四〇円
	第二種電話柱	同上	一、〇〇〇円	七四〇円
	第三種電話柱	同上	四六円	三四円
	その他の柱	同上	四六円	三四円
	地上に設置する変圧器	一個につき一年	四五〇円	三三〇円
	地下に設置する変圧器	占有面積一平方メートルにつき一年	二七〇円	二〇〇円
上空に設置	長さ一メートル	五円	三円	

旧

別表（第十四条、第二十三条関係） 一 略	二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する 場合の使用料		使用料の額	
	区分	単位	秋田県立小泉潟公園及び秋田県立中央公園	秋田県立北欧の杜公園
電柱	第一種電柱	一本につき一年	四四〇円	三〇〇円
	第二種電柱	同上	六八〇円	四七〇円
	第三種電柱	同上	九二〇円	六三〇円
	その他	同上	四〇〇円	二七〇円
	第一種電話柱	同上	六三〇円	四四〇円
	第二種電話柱	同上	八七〇円	六〇〇円
	第三種電話柱	同上	四〇円	二七円
	その他の柱	同上	四〇円	二七円
	地上に設置する変圧器	一個につき一年	三九〇円	二七〇円
	地下に設置する変圧器	占有面積一平方メートルにつき一年	二四〇円	一六〇円
上空に設置	長さ一メートル	四円	三円	

備考 略 三・四 略	施設 掲げる社会福祉 ら第五号までに 第三項第一号か 第十号)第十二条 年政令第二百九 十号)第十二条 令(昭和三十一年 都市公園法施行 令(昭和三十一年 政令第二百九 十号)第十二条 第三項第一号か ら第五号までに 掲げる社会福祉 施設	都市公園法施行 令(昭和三十一年 政令第二百九 十号)第十二条 第三項第一号か ら第五号までに 掲げる社会福祉 施設	占用面積 一平方メ ートルに つき一年	一平方メートル 台帳価格に百分の四を乗じて得た 額	一平方メ ートルに つき一月	一平方メ ートルに つき一月	七三〇円 五四〇円	塔 の看板及び広告 の提供するため しに関する情報 を掲載する 塔	地域における催 しに関する情報 を掲載するため の看板及び広告 の提供するため しに関する情報 を掲載する 塔	表示面積 一平方メ ートルに つき一年	一、九〇〇円 六七〇円	一平方メ ートルに つき一年 台帳価格に百分の四を乗じて得た 額

備考 略 三・四 略	施設 掲げる社会福祉 ら第五号までに 第三項第一号か 第十号)第十二条 年政令第二百九 十号)第十二条 令(昭和三十一年 都市公園法施行 令(昭和三十一年 政令第二百九 十号)第十二条 第三項第一号か ら第五号までに 掲げる社会福祉 施設	都市公園法施行 令(昭和三十一年 政令第二百九 十号)第十二条 第三項第一号か ら第五号までに 掲げる社会福祉 施設	占用面積 一平方メ ートルに つき一年	一平方メートル 台帳価格に百分の四を乗じて得た 額	一平方メ ートルに つき一月	一平方メ ートルに つき一月	六三〇円 四四〇円	塔 の看板及び広告 の提供するため しに関する情報 を掲載する 塔	地域における催 しに関する情報 を掲載するため の看板及び広告 の提供のため しに関する情報 を掲載する 塔	表示面積 一平方メ ートルに つき一年	一、七〇〇円 六七〇円	一平方メ ートルに つき一年 台帳価格に百分の四を乗じて得た 額

流域下水道維持管理負担金単価の改定について

令和2年2月26日
下 水 道 課

1 改定理由

地方公営企業法適用に伴う維持管理負担金対象経費の見直し及び収支の見込により、3処理区の流域関連市町村の負担金単価を改定するものである。

《負担金単価》

・維持管理費、減価償却費、建設・更新費の起債支払利息及び解消すべき累積赤字又は還元すべき累積黒字を考慮した収支見込により定めている単価

2 改定内容

・臨海処理区・横手処理区

次期適用期間（令和2～4年度）内に累積赤字に転じることを防ぐため、負担金単価を引き上げ

・鹿角処理区

令和22年度までに累積赤字の解消を目指すため、負担金単価を引き上げ

3 改定負担金単価

改定処理区	現行単価(A)	改定単価(B)	(B)－(A)
臨海処理区	37円/m ³	45円/m ³	8円/m ³ の引き上げ
横手処理区	53円/m ³	65円/m ³	12円/m ³ の引き上げ
鹿角処理区	115円/m ³	130円/m ³	15円/m ³ の引き上げ

《参考》 その他処理区の負担金単価（現行額を継続）

大館処理区は令和4年度、大曲処理区は令和7年度までに累積赤字を解消する見込みのため、負担金単価の変更なし

・大曲処理区：110円/m³

・大館処理区：90円/m³

4 適用期間

・令和2年4月1日～令和5年3月31日

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

令和2年2月26日
道 路 課

1 改正理由

道路法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第112号）の施行により県が管理する道路の占用料の額を改定する等の必要がある。

2 改正内容

（1）道路占用料は、道路使用の対価という考え方に基づいており、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）の変動を反映し、見直しを実施している。

今回の国の改正では、占用物件の単価について変更があったため、県条例においても同様に改正することとする。

（2）その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

（1）この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。ただし、その他所要の規定の整理を行う部分の一部については、公布の日から施行することとする。

（2）この条例の施行に関し、所要の経過措置を規定することとする。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

(占用料の額)

第二条 略

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合は、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合は、百円）の合計額とする。

別表(第二条関係)

占用物件			単位			占用料		
法第三十 二条第一	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	一年	一本につき	第一級 地	第二級 地	第三級 地
項第一号	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	一年	一本につき	一、一	八八〇	七八〇
						七九〇	六五〇	五八〇
						五一〇	四二〇	三八〇

旧

(占用料の額)

第二条 略

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合は、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・一を乗じて得た額は、百円）の合計額とする。

別表(第二条関係)

占用物件			単位			占用料		
法第三十 二条第一	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	一年	一本につき	第一級 地	第二級 地	第三級 地
項第一号	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	一年	一本につき	九二〇	七三〇	六三〇
						六八〇	五四〇	四七〇
						四四〇	三五〇	三〇〇

に掲げる 工作物										
第一種電話 柱	第二種電話 柱	第三種電話 柱	その他の柱 類	共架電線そ の他上空に 設ける線類	地下に設け る電線その 他の線類	路上に設け る変圧器	地下に設け る変圧器	変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所	郵便差出箱 及び信書便 差出箱	広告塔
表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年
四六〇	七三〇	一、〇〇〇	四六	五	三	四五〇	二七〇	九一〇	三八〇	一、九六〇
三八〇	六一〇	八三〇	三八	四	二	三七〇	二三〇	七六〇	三二〇	九六〇
三四〇	五四〇	七四〇	三四	三	二	三三〇	二〇〇	六八〇	二八〇	六七〇

に掲げる 工作物										
第一種電話 柱	第二種電話 柱	第三種電話 柱	その他の柱 類	共架電線そ の他上空に 設ける線類	地下に設け る電線その 他の線類	路上に設け る変圧器	地下に設け る変圧器	変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所	郵便差出箱 及び信書便 差出箱	広告塔
表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年	表示面積一 年
四〇〇	六三〇	八七〇	四〇	四		三九〇	二四〇	七九〇	三三〇	一、七
三二〇	五〇〇	六九〇	三二	三		三一〇	一九〇	六三〇	二七〇	九六〇
二七〇	四四〇	六〇〇	二七	三	二	二七〇	一六〇	五四〇	二三〇	六七〇

法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物件											の		の		の		
メートル未 以上〇・三 メートル	二メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	二メートル 以上〇・	一五メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	五メートル 以上〇・一	一メートル 以上〇・一	外径が〇・ 未満のもの	一メートル 以上〇・	〇七メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	〇七メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	長さ一メー トルにつき 一年	平方メー トルにつき 一年	平方メー トルにつき 一年	平方メー トルにつき 一年
																	〇〇
																	七六〇
																	六八〇

法第三十 二条第一 項第二号 に掲げる 物件											の		の		の		
メートル未 以上〇・三 メートル	二メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	二メートル 以上〇・	一五メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	五メートル 以上〇・一	一メートル 以上〇・一	外径が〇・ 未満のもの	一メートル 以上〇・	〇七メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	〇七メートル 以上〇・	外径が〇・ 未満のもの	長さ一メー トルにつき 一年	平方メー トルにつき 一年	平方メー トルにつき 一年	平方メー トルにつき 一年
																	〇〇
																	六三〇
																	五四〇

施設 に掲げる 項第五号 第二条第一 法第三十	地下 街及 び地 下室	階数 の一	階数 の二	占用面積一 平方メートル につき一	法第三十二 条第一項第 三号及び第 四号に掲げ る施設	満 の もの	三 メ ー ト ル	上 の 四 メ ー ト ル	満 の もの	外 径 が 〇 ・ 七 メ ー ト ル	七 メ ー ト ル	上 の 一 メ ー ト ル	ト ル 未 満 の もの	外 径 が 一 メ ー ト ル 以 上 の もの	五 五 〇	二 七 〇	一 九 〇	一 一 〇
		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額															

施設 に掲げる 項第五号 第二条第一 法第三十	地下 街及 び地 下室	階数 の一	階数 の二	占用面積一 平方メートル につき一	法第三十二 条第一項第 三号及び第 四号に掲げ る施設	満 の もの	三 メ ー ト ル	上 の 四 メ ー ト ル	満 の もの	外 径 が 〇 ・ 七 メ ー ト ル	七 メ ー ト ル	上 の 一 メ ー ト ル	ト ル 未 満 の もの	外 径 が 一 メ ー ト ル 以 上 の もの	四 七 〇	二 四 〇	一 七 〇	九 五
		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額															

標識	令第七条 第一号に掲げる物			法第三十 二条第一 項第六号 に掲げる 施設						階数 が三 以上 のもの
	看板 (ア) 的に 設け るも の	一時的 に設 ける もの	その他 のもの	祭礼、縁日 その他 の催 しに際 し、 一時的 に設 けるも の	その他 のもの	その他 のもの	上空に設 ける通 路	地下に設 ける通 路	その他 のもの	
一本につき	表示面積一 平方メートル につき一 年	表示面積一 平方メートル につき一 月	表示面積一 平方メートル につき一 月	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日
七三〇	一、九 〇〇		一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	九一〇	五六〇	九三〇	Aに〇・〇一を乗じて 得た額
六一〇	九六〇		九六	九六	九六	七六〇	二九〇	四八〇		
五四〇	六七〇		六七	六七	六七	六八〇	二〇〇	三三〇		

標識	令第七条 第一号に掲げる物			法第三十 二条第一 項第六号 に掲げる 施設						階数 が三 以上 のもの
	看板 (ア) 的に 設け るも の	一時的 に設 ける もの	その他 のもの	祭礼、縁日 その他 の催 しに際 し、 一時的 に設 けるも の	その他 のもの	その他 のもの	上空に設 ける通 路	地下に設 ける通 路	その他 のもの	
一本につき	表示面積一 平方メートル につき一 年	表示面積一 平方メートル につき一 月	表示面積一 平方メートル につき一 月	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日	占用面積一 平方メートル につき一 日
六三〇	一、七 〇〇		一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	七九〇	五二〇	八七〇	Aに〇・〇一を乗じて 得た額
五〇〇	九六〇		九六	九六	九六	六三〇	二九〇	四八〇		
四四〇	六七〇		六七	六七	六七	五四〇	二〇〇	三四〇		

設及び自 掲げる施 令第七條 第十号に	建築物	の その 他の も	の その 他の も	設 掲げる施 令第九條 第十号に	建築物	の その 他の も	の その 他の も	の も 以上 が三 階数	く。 を除 の の も が二 階数	上 の 階 数	ル の 階 数	ン ネ の も が 一	(ト の も が 一	地下 の 階 数	る もの

・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	Aに〇	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	た額	じて得	二を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	た額	じて得	六を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	て得た額														
																						た額	じて得	三を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	た額	じて得	九を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額

設及び自 掲げる施 令第七條 第十号に	建築物	の その 他の も	の その 他の も	設 掲げる施 令第九條 第十号に	建築物	の その 他の も	の その 他の も	の も 以上 が三 階数	く。 を除 の の も が二 階数	上 の 階 数	ル の 階 数	ン ネ の も が 一	(ト の も が 一	地下 の 階 数	る もの

・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	Aに〇	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	た額	じて得	二を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	た額	じて得	七を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	て得た額														
																						た額	じて得	四を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	た額	じて得	九を乗	・ 〇 一	Aに〇	Aに〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額

備考 一 略 二 所在地とは占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区	自動車駐車場			令第七条 第十一号 に掲げる 応急仮設 建築物			令第七条 第十二号に掲 げる器具			令第七条 第十三号 に掲げる 施設		
	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面下に設け るもの			上空に設け るもの			トンネルの 上又は自動 車専用道路 (高架のもの に限る。 の)の路面下 に設けるも の			上空に設け るもの		
二を乗 じて得 た額			三を乗 じて得 た額			六を乗 じて得 た額			Aに〇・〇三三を乗じ て得た額			
Aに〇・〇一 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇一 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇一 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇二三を乗じ て得た額			
Aに〇・〇二 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇二 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇二 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇三三を乗じ て得た額			

備考 一 略 二 所在地とは占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区	自動車駐車場			令第七条 第十一号 に掲げる 応急仮設 建築物			令第七条 第十二号に掲 げる器具			令第七条 第十三号 に掲げる 施設		
	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面下に設け るもの			上空に設け るもの			トンネルの 上又は自動 車専用道路 (高架のもの に限る。 の)の路面下 に設けるも の			上空に設け るもの		
二を乗 じて得 た額			四を乗 じて得 た額			七を乗 じて得 た額			Aに〇・〇二四を乗じ て得た額			
Aに〇・〇一 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇一 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇一 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇三四を乗じ て得た額			
Aに〇・〇二 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇二 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇二 を乗 じて得 た額			Aに〇・〇三四を乗じ て得た額			

分に変更があつた場合は、同日におけるその区分による
ものとする。

- (一) 第一級地 略
- (二) 第二級地 能代市、大館市、
秋田郡八郎潟町の区域をいう、
湯上市及び南
- (三) 第三級地 略

三
く
九
略

分に変更があつた場合は、同日におけるその区分による
ものとする。

- (一) 第一級地 略
- (二) 第二級地 能代市、大館市、湯沢市、
秋田郡八郎潟町の区域をいう、
湯上市及び南
- (三) 第三級地 略

三
く
九
略

一級河川の指定に対する意見について

令和2年2月26日
河川砂防課

1 概要

- ・鳥海ダムの建設に伴い、一部水没が予定される屋敷沢川、繫沢川、田中沢川、山ノ沢川、シダミ沢川、棒村沢川、中田代沢川、清水川（いずれも普通河川）の一級河川指定について、令和2年1月27日付けで国土交通大臣から秋田県知事あてに意見照会があった。
- ・知事の意見案について河川法第4条第4項の規定に基づき、議会の議決が必要である。

2 一級河川指定手続きの流れ

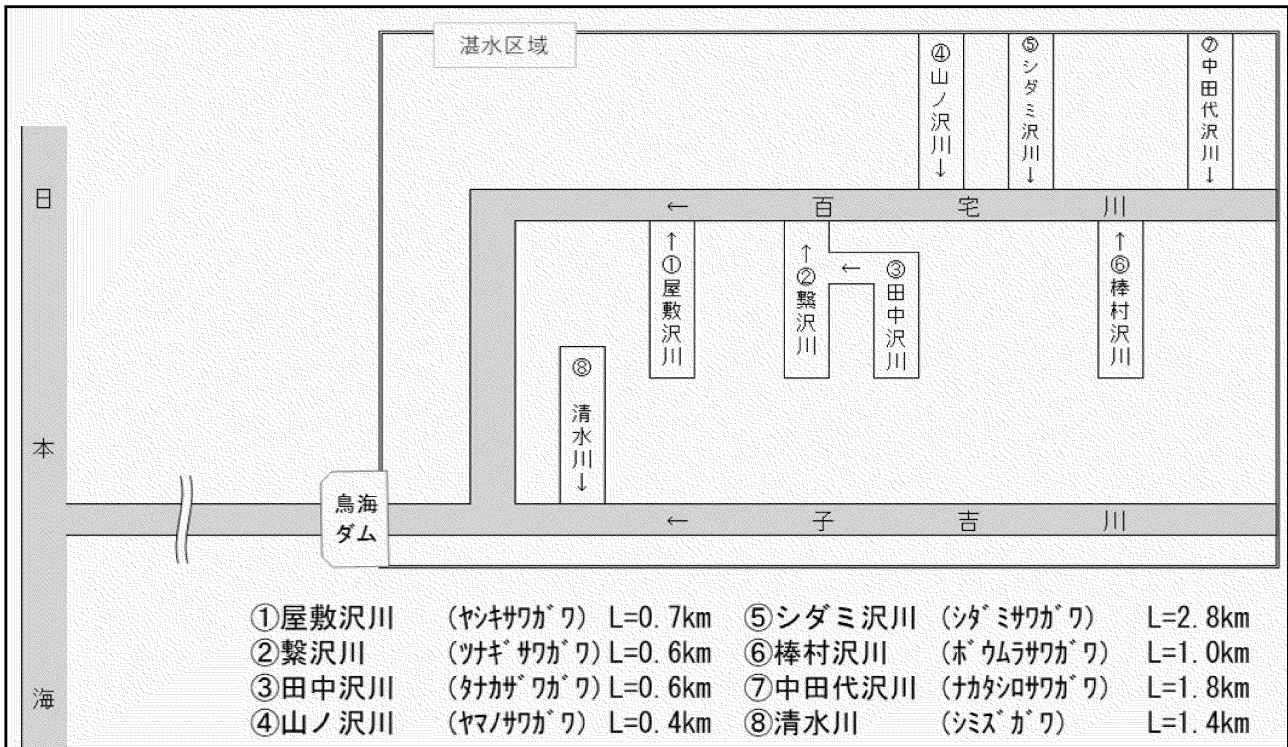
河川法第4条第3項 : 国土交通大臣から知事への意見照会



同 法第4条第4項 : 県議会の議決が必要

→ 議決後、国土交通大臣へ知事が意見具申

3 一級河川指定模式図



4 知事の意見（案）

屋敷沢川他7河川が一級河川に指定されることについて異議なし。

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案について

令和2年2月26日
建 築 住 宅 課

1 改正理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正により、不正の行為によって普通県営住宅又は特定県営住宅に入居した者に対し、当該普通県営住宅又は特定県営住宅の明渡しを請求する場合に徴収する金銭の額の計算に用いる利率を改める必要がある。


2 改正内容

不正の行為によって普通県営住宅又は特定県営住宅に入居した者に対し、当該普通県営住宅又は特定県営住宅の明渡しを請求する場合に徴収する金銭の額の計算に用いる利率を、法定利率（現行年5分の割合）とすることとする。（第48条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し、所要の経過措置を規定することとする。

【参考 利息の計算方法】

旧
$(\text{近傍同種家賃} - \text{支払済み家賃}) \times 5\% \times \text{支払期後から請求の日までの期間} / 365 \text{日}$

新
$(\text{近傍同種家賃} - \text{支払済み家賃}) \times \text{法定利率} \times \text{支払期後から請求の日までの期間} / 365 \text{日}$

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(県営住宅の明渡請求)</p> <p>第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 入居者が当該県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、普通県営住宅又は特定県営住宅について第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額(特定県営住宅にあつては、第二十七条の規定により減額される前の家賃の額。以下この項及び次項において同じ。)とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率 による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該普通県営住宅又は特定県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(県営住宅の明渡請求)</p> <p>第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 入居者が当該県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <p>四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、普通県営住宅又は特定県営住宅について第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額(特定県営住宅にあつては、第二十七条の規定により減額される前の家賃の額。以下この項及び次項において同じ。)とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該普通県営住宅又は特定県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4 略</p>

秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案及び秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

令和2年2月26日
建築住宅課

1 改正理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等により、共同住宅及び複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等において、新たに簡易な評価方法が定められたことに伴い、当該認定等に係る手数料の額を見直す必要がある。

2 改正内容

共同住宅及び住宅部分を含む複合建築物（以下「共同住宅等」という。）に係る省エネルギー関係認定の申請について、冷暖房設備や照明設備等の一次エネルギー消費量算出に当たり、住宅部分の共用部分を計算しない方法を用いる場合の認定申請に係る手数料は、住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積に応じた額を徴収することとする。

(1) 共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定又は変更認定の申請

((1) は秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例第1条関係)

(2) 共同住宅等の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更認定の申請

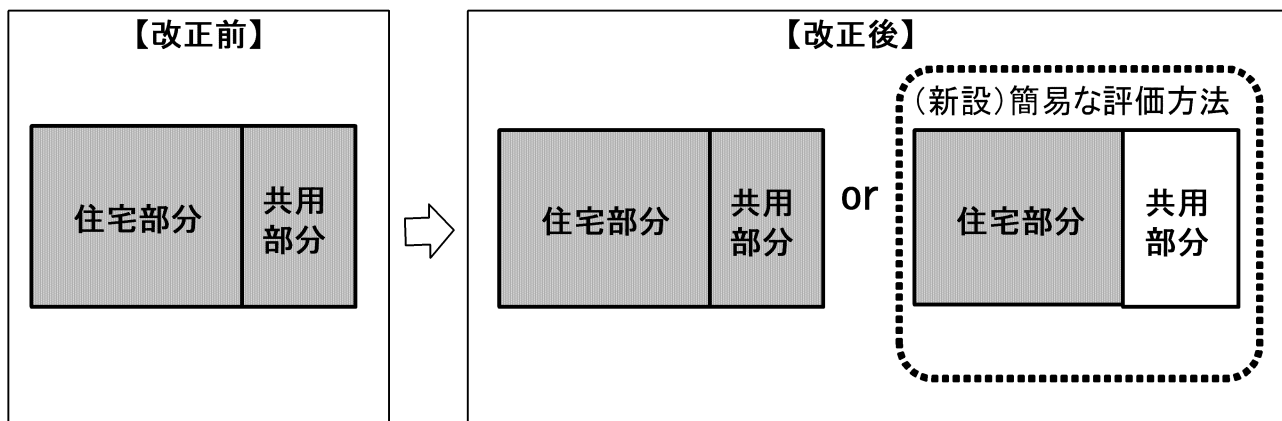
(3) 既存共同住宅等のエネルギー消費性能基準に適合することの認定申請

((2)、(3) は秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例第2条及び別表第3関係)

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

【参 考】簡易な評価方法と手数料のイメージ



※灰色塗が一次エネルギー消費量を計算する部分及び手数料算出の対象部分

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)・(二) 略</p> <p>(三) 共同住宅等の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額（当該計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、当該計画に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額）</p> <p>(四) 複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、その共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次号四イにおいて同じ。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額（当該計画が同号に掲げる基準に適合</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第一条 県は、次の各号に掲げる認定を受けようとする者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第五十四条第一項の規定による法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)・(二) 略</p> <p>(三) 共同住宅等の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその共用部分（廊下、階段その他共用に供されるべき部分をいう。以下同じ。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額を合算した額</p> <p>(四) 複合建築物の建築物全体又は当該建築物全体及びその住戸の部分に係る計画 計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額、その共用部分（非住宅部分に係るものを除く。次号四イにおいて同じ。）の床面積に係る別表第二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該計画が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあっては、それぞれ同表の下欄に定める額）を合算した額</p>

合することについて知事が認める方法により行われる場合に
あつては、当該計画に係る建築物全体の住戸の総数に係る別
表第一の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定め
る額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第三の上欄に掲
げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該計画が
同号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法
により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定め
る額）を合算した額）

(五) 略

二 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定 申請一
件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める
額

(一) 略

(二) 略

(三) 前号(三)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額（
変更後の計画が法第五十五条第二項において準用する法第五
十四条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知
事が認める方法により行われる場合にあつては、アに掲げる
額）

ア・イ 略

(四) 前号(四)に掲げる計画の変更 次に掲げる額（変更後の計画
が法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項
第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方
法により行われる場合にあつては、ア及びウに掲げる額）を
合算した額

ア・ウ 略

(五) 略

2
・
3 略

合算した額

ア・ウ 略

(五) 略

二 法第五十五条第一項の規定による計画の変更の認定 申請一
件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める
額

(一) 略

(二) 略

(三) 前号(三)に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア・イ 略

(四) 前号(四)に掲げる計画の変更 次に掲げる額

を

2
・
3 略

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第三十条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画 (二) に掲げるものを除く</p> <p>(1) 額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住宅部分の床面積（当該向上計画に係る住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。）に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額（当該向上計画に係る非住宅部分が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法第三十条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）の認定 申請一件につき 次に掲げる向上計画の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 次に掲げる建築物に係る向上計画 (二) に掲げるものを除く</p> <p>(1) 額</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 複合建築物 向上計画に係る建築物全体の住戸の総数</p> <p>に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額</p>

(4) 下欄に定める額)を合算した額
略

(二) 略

四 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二(2)に掲げるものを除く。)
次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 略

(2) 前号(一)(2)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積(変更後の向上計画が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額

に二分の一を乗じて得た額

(3) 前号(一)(3)に掲げる建築物

次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住宅部分の床面積(変更後の向上計画に係る住宅部分が法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に二分の一を乗じて得た額

イ 略

(4) 略

(二) 略

五 法第三十六条第二項の規定による建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 申請一件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 略

(二) 共同住宅等 当該建築物全体の住宅部分の床面積(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて

(4) 下欄に定める額)を合算した額
略

(二) 略

四 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項の規定による向上計画の変更の認定 申請一件につき 次に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 前号(一)に掲げる向上計画の変更(二(2)に掲げるものを除く。)
次に掲げる変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 略

(2) 前号(一)(2)に掲げる建築物 変更に係る建築物全体の住戸の総数

の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額

に二分の一を乗じて得た額

(3) 前号(一)(3)に掲げる建築物 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る向上計画の変更にあつては、変更に係る建築物全体の住戸の総数

イ 略

(4) 略

(二) 略

五 法第三十六条第二項の規定による建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定 申請一件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 略

(二) 共同住宅等 当該建築物全体の住戸の総数

て知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

(三) 複合建築物 当該建築物全体の住宅部分の床面積(当該建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、共用部分の床面積を除く。)に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)を合算した額

2
6 (四) 略

別表第三(第二条関係)

一	二	三
三百平方メートル未満の場合	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合	二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合
略	略	略
略	略	略

に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)

(三) 複合建築物 当該建築物全体の住戸の総数

に係る別表第三の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)及びその非住宅部分の床面積に係る別表第四の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額(当該建築物に係る非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準に適合することについて知事が認める方法により行われる場合にあつては、それぞれ同表の下欄に定める額)を合算した額

2
6 (四) 略

別表第三(第二条関係)

一	二	三
四戸以下の場合	五戸以上十五戸以下の場合	十六戸以上四十戸以下の
略	略	略
略	略	略

備考 略	四	
	五千平方メートル以上の場合	場合
	略	
	略	

備考 略	四	
	四十六戸以上の場合	場合
	略	
	略	